

第 5126 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年12月11日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 休眠会社の整理

Q：休眠会社の整理が行われたと聞きましたが、どのようになるのですか？

A：整理された休眠会社と休眠一般法人は、職権で解散登記がされます。

【解説】

さきごろ、法務省が12年ぶりに次の休眠会社等の整理を行いました。

①休眠会社

平成14年11月17日以降に登記がされていない株式会社

②休眠一般法人

平成21年11月17日以降に登記がされていない一般社団法人又は一般財団法人

平成26年11月17日時点で、この①又は②に該当する休眠会社等は、2か月以内、すなわち平成27年1月19日までに「まだ事業を廃止していない」旨の届出をして、登記申請をしない限り、解散したものとみなされ、登記官の職権によって解散登記がされることとなります。

みなし解散登記された場合は、官報に公告され、通知が行われます。

なお、解散登記された会社等を継続する場合には、登記後3年以内に、株主総会又は社員総会、評議員会の特別決議をして、2週間以内に継続の登記申請を行わなければなりません。

3年を越えてしまうと解散・清算終了となってしまいますので、注意してください。

